平成２３年（フ）第６９０８号
大阪府寝屋川市大利町18番19号
債務者　髙瀬さな枝
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９１５号
大阪市城東区野江１丁目６番３―307号
債務者　古川　元次
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９２５号
大阪府守口市寺方錦通１丁目14番15号
債務者　川口　麻裕（旧姓浦）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３２号
大阪市大正区千島２丁目４番１―547号
債務者　棚橋　宇郎
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９３４号
大阪市西成区南津守４丁目１―５　グランドピア玉出213、住民票上の住所大阪市住之江区東加賀屋２丁目16番11号
債務者　今田くみ子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９４９号
大阪府茨木市総持寺台18番401号
債務者　麻田　春雄
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１０６号
大阪府寝屋川市国松町19番21号
債務者　中畠　　浩
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１９号
大阪府豊中市蛍池中町２丁目10番11号、前住所大阪府豊中市蛍池南町１丁目16番４号
債務者　山口　一博
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２４号
大阪府寝屋川市黒原城内町８番10号
債務者　豊島　由子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１２９号
大阪府豊中市向丘２丁目11番７―306号
債務者　小山　順子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３４号
大阪府守口市桃町３番22号
債務者　田上勢津子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１３７号
大阪府箕面市瀬川１丁目14番７号、前住所大阪府豊中市立花町２丁目２番10号
債務者　岩本　千秋
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１６号
北海道紋別市落石町５丁目４番地の31
債務者　木下　　健
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第４２６号
埼玉県春日部市大枝846番地１　原第10マンション101号
債務者　松本　晄信
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市大字袋山1597番地１　シャーメゾングローリア203
債務者　前川亜佐美（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２７号
埼玉県草加市瀬崎１丁目５番１号　瀬崎コーポ101号、町名地番変更前の住所埼玉県草加市瀬崎町46番地２　瀬崎コーポ101号
債務者　田中　秀一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
静岡県駿東郡小山町須走83番地　町住北原団地２号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係